

2022年度 高知工科大学校友会 学生団体への助成基準について

大学が承認した学生団体の活動に対し**高知工科大学校友会**は次のとおり助成する。

1. 一般助成

- ・助成の対象は学生団体のうち「部」として承認された団体とする。
- ・顧問教員の承認を受け、一般助成金交付申請書を提出し、学生支援課及び校友会の審査を経て一般助成（学生団体活動費及び連盟等登録費）が妥当であると決定した場合に、助成できるものとする。

(1) 学生団体活動費<一般助成交付金申請書（学生団体活動費）

- ①学生団体の活動に必要な費用（必要物品、消耗品等）として、**8万円**を助成する。
- ②申請は、定められた期限内に行わなければならない。期限後の申請は受け付けない。

(2) 連盟等登録費<一般助成交付金申請書（連盟等登録費）

- ①ブロック組織、全国組織の学外団体への連盟等登録費として、**9万円を上限**として助成する。
- ②大学としての登録に限り、個人登録料は認めない。
- ③連盟登録費は事前の立て替え払いとする。
- ④申請は、登録費等を納入後、連盟等から領収書又は納入したことがわかる資料が発行されてから**2週間以内**とする。期限後の申請は受け付けない。ただし、特別な理由がある場合は、学生支援課に事前に相談すること。

2. 特別助成

- ・助成の対象は学生団体として承認された団体とする。
- ・顧問教員の承認を受け、特別助成金交付申請書を提出し、学生支援課及び校友会の審査を経て特別助成（物品費助成及び旅費助成）が妥当であると決定した場合に、助成できるものとする。

(1) 物品費助成<特別助成金交付申請書（物品費助成）>

- ①1団体あたり**原則30万円(1品3万円以上で3品まで)**を上限として、必要物品の購入に対して助成する。
- ②助成対象事項は、次のすべての要件を満たすものとする。
 - ア. 学生団体の活動が、大学の知名度を高める又は地域の活性化に貢献すると認められるものであって、その活動を行ううえで特に必要な物品であり、学生団体としてふさわしい物品であること。
 - イ. 学生支援課及び校友会の審査の結果、当該物品の購入が適切であると認められたもの。
- ③申請期間及び申請等について
 - ・申請期限は、当該年度の1月29日までとする。
 - ・申請は、**当該年度中1回のみ**とし、連年の申請については、学生支援課及び校友会に厳正に審査する。

- ・申請に際しては、物品購入予定日の2週間前に必ず「見積書」及び希望物品の資料（写真等）を添えて、学生支援課及び校友会の審査を受けなければならない。
- ・購入後の申請は承認しない。
- ・物品購入後は、**2週間以内**に領収書を添えて物品購入報告書を提出すること
- ・助成を受けるために必要な領収書がない又は紛失した場合は助成の対象としない。

④学生団体の会計処理について

- ・特別助成費は学生団体の通帳へ振込むため、必ず学生団体の通帳を作成すること。
- ・申請書類と一緒にその都度、学生団体の通帳コピー（銀行名、支店名、口座番号の記載があるページ）を提出すること。**★個人口座は認めない**
- ・学生団体は、出納状況について必ず各団体の通帳をもとに適宜監査を行うこと。

(2) **旅費助成**<特別助成金交付申請書（旅費助成）>

- ①助成の上限は、1団体当たり当該年度の総額で**20万円を上限**とし、当該年度中の複数回の申請を可とする。
- ②個人又は団体で各県大会又はブロック大会相当の大会を勝ち抜き、又は厳正かつ明確な基準による推薦^{※1}を受けて、原則西日本大会レベル以上の大会へ出場する場合、**旅費^{※2,3}の一部(1人当たり1万円相当を上限とする)**を助成する。

※1 推薦は、大会の選考基準に明記されており、確認できる書類を提出した場合を助成の対象とする。

※2 旅費は**交通費と宿泊費**を含む。

※3 旅費が1万円未満の場合は、実費を支給する。

- ③大会には、本学を代表する競技団体として出場することとし、出場する選手の出身県や出身高校等が優先される競技は、助成の対象としない。
- ④助成対象者は、学士課程の登録選手及びマネージャー（2名以内）とする。
- ⑤助成対象の交通機関、経路等は次のとおりである。
- ア. 原則として公共交通機関（JR、飛行機等）を利用した場合のみとする。
- イ. 出発地から目的地（会場、競技場等）があるJR等の最寄り駅までとする。
- ウ. 競技種目又は参加する大会により、「貸し切りバスを利用するほうが安価であり、安全が担保され、且つ学生の本分である授業出席に支障がない」ことを学生団体の顧問が認める場合は、貸し切りバスの利用を認める。

★補足1. 最寄り駅～宿泊地、宿泊地～目的地の移動に係るタクシー代やバス代等の交通費は助成の対象としない。

★補足2. 飛行機を利用した場合は領収書とともに搭乗券（半券）も提出すること。

⑥願い出書及び申請等について

- ・大会参加日の**1週間前まで**に願い出書を提出し、上記②、③の要件について学生支援課及び校友会の審査を経なければならない。
- ・助成金交付申請の提出は、旅程が終了してから**2週間以内**とし、それ以降の申請は受理しない。
- ・助成を受けるために必要な領収書がない又は紛失した場合は、助成の対象としない。

⑦その他、学生団体として本学の名声を高めることに貢献する西日本大会レベルと同等又

はそれ以上の大会であると認められる大会に参加しようとする場合は、個別に検討するので、事前に学生支援課に相談に来ること。

この基準は、2022年4月1日から適用する。
